

令和6年度 佐野市行政経営方針

令和5年10月

佐野市

目 次

1. 行政経営方針策定の目的.....	1
2. 行政経営の基本方針.....	1
(1) 効率的な行政経営.....	2
(2) 持続可能な財政運営.....	2
(3) 職員の能力向上.....	2
(4) 市民との協働.....	2
3. 令和6年度の取組.....	3
(1) 事務事業の重点化と抜本的な見直しの推進.....	3
(2) 総合計画を推進する組織編成.....	3
(3) 受益者負担の適正化.....	3
(4) 市有施設の適正配置の推進.....	3
(5) 民間活力の導入.....	3
(6) 決算状況を反映した予算編成.....	3
(7) 新たな財源確保の推進.....	3
(8) 職員の育成と人事管理.....	4
(9) 協働による自治の推進.....	4
(10) まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な推進.....	4
4. 重点施策の選定と各施策の取組方針.....	5
(1) 重点施策.....	5
(2) 各施策の取組方針.....	6

令和6年度 佐野市行政経営方針

1. 行政経営方針策定の目的

第2次総合計画の将来像「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現、さらには、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進による地域活性化や人口減少社会の克服に向け、これまでの取組と成果を引き継ぎつつ、「人とのつながり」を重視するとともに、「デジタルの力」の活用を図り、さらに発展させていくことが求められている。

近年、地球温暖化による気候変動の影響により、大型化した台風や集中豪雨、猛暑・酷暑等の異常気象による自然災害が全国各地で頻繁に発生しており、本市においても、令和元年東日本台風では、かつて経験したことのない甚大な被害がもたらされるなど、災害を教訓とした市民の安全・安心を守る施策を継続して取り組むことが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症への対応は、依然として予断を許さない状況にあるものの、感染症法上の分類が5類へと引き下げられたことにより、コロナ禍からの脱却に向けた取組も同時に進める必要がある。しかしながら、物価高騰に加え、急激な少子化に起因する人口減少の加速化により地域経済の縮小や社会インフラ及び地域コミュニティの維持が困難になることが想定されるなど、市民生活や経済活動の先行きはさらに不透明感を増している。

一方で、本市の財政状況は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては健全段階を維持しているものの、人口減少・少子高齢化への対応、市有施設の老朽化対策などの構造的な課題により、今後、非常に厳しい財政運営になることが想定される。

このような状況下だからこそ、第2次総合計画中期基本計画の施策横断的取組として掲げる「コンパクトシティの推進」、「SDGsの推進」、「スマートシティの推進」に向け、デジタル技術や地域アプローチの手法の活用による地域課題の解決、防災・減災対策、国土強靱化への取組、少子化対策の取組、脱炭素社会の実現に向けた対応、民間活力の導入による行政のスリム化、集約型のまちづくりの推進等の施策を展開し、将来にわたり持続可能で強靱なまちづくりを行うとともに、市民生活の質の向上を目指していく必要がある。

そこで、直面する様々な課題を解決すべく、第2次総合計画中期基本計画を着実に実行するとともに、地方創生の取組である第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点的に推進するため、行政経営の基本方針を次のとおり示すものである。

2. 行政経営の基本方針

第2次総合計画中期基本計画のまちづくりの基本理念である「進化する佐野市」、「選ばれる佐野市」の実現や各施策の目標を達成するため、部局間連携による横断的な取組を円滑に進めるとともに、事務事業の執行にあたっては、行政評価制度を活用し、計画と予算・決算、組織編成、人事管理・人材育成との連動を図るとともに、市民との協働による自治を進め、デジタル技術を活用した市民生活の質の向上や地方創生による地域の活性化を目指し、将来にわたり持続可能な行政経営を推進する。

また、物価高騰等に対する市民生活や地域経済の下支え、防災・減災対策、頻発している自然災害等への迅速かつ柔軟な対応、子どもたちの明るい未来のための教育と子育て環境の充実に加え、若者が結婚、妊娠、出産、子育ての希望を叶えられる社会を構築していくための取組を実行するため、財源の配分について検証し、事務事業の抜本的な見直しや歳入の確保を図る。

(1) 効率的な行政経営

行政改革大綱及び業務改善計画を推進することにより、限られた行政資源の有効活用による質の高い行政サービスの提供の実現に向け、人と財源の再配分を実現するなど社会情勢に見合った適正な行政改革を進めるとともに、受益者負担の適正化を図り、市民の費用負担の公平性を確保する。また、市有施設適正配置計画に基づき施設の将来更新費用の縮減を図る。

あわせて検証を踏まえた行政評価システムの適切な運用による事務事業の検証や見直しに加え、デジタル技術の活用により、事務の効率性と付加価値の向上を図る。

(2) 持続可能な財政運営

歳入について、国においては、令和5年度地方財政計画と同水準の一般財源総額を確保するとしており、臨時財政対策債の減が見込まれるものの、市税、交付金及び地方交付税全体からみた一般財源総額としては、当初予算比で前年度以上の確保ができる見込みである。一方、歳出については、社会保障関連経費や公債費が増加傾向で推移し、令和4年度決算における経常収支比率も悪化するなど、財政の硬直化が進んでいる。そのような中において、老朽化が進んでいる市有施設への対応や防災・減災対策と併せて、多様化・個別化しているニーズへの対応や新たな課題解決へ向けた取組が求められている。また、物価高騰などによる市民生活や事業者への影響に引き続き留意する必要がある。

以上のことから、予算編成においては、財源の効果的・効率的な活用を図る必要があり、検証を踏まえた行政評価システムの活用や積極的な歳入の確保などにより持続可能な財政運営を推進する。

(3) 職員の能力向上

地方分権、地方創生の時代に即した能力・姿勢の向上に向け、職員人材育成基本方針に基づく職員の能力開発や意識改革を図り、時代や環境の変化に適切、迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するとともに、職員の能力を最大限に発揮させるための適正な人事管理を行い、さらには働き方改革の推進による職場環境の充実に努める。

(4) 市民との協働

協働への理解と市民活動への参画を促進するとともに、市民、町会、市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの特性を生かした適正な役割分担と相互連携により、地域活動の充実及び地域課題の解決に柔軟に取り組めるよう、協働による自治を推進する。

3. 令和6年度の取組

行政経営の基本方針に基づき、令和6年度は以下の取組を行う。

(1) 事務事業の重点化と抜本的な見直しの推進

行政評価を活用した施策・基本事業評価結果や事務事業優先度評価結果等に基づき、施策の目的・目標を達成するために必要な事務事業を選定する。

第5次行政改革大綱及び業務改善計画に加え、検証を踏まえた行政評価システムの運用することにより、事務事業の抜本的な見直しや廃止等を積極的に実施し、事務事業の選択と集中を推進する。

(2) 総合計画を推進する組織編成

社会経済情勢の変化に対応し、総合計画に掲げる施策を機動的に推進するとともに、新たな行政課題、多様な市民ニーズに柔軟に対応するため、効率的・効果的に行政サービスを提供できる組織体制の整備を行う。

(3) 受益者負担の適正化

社会情勢の変化を踏まえて、受益者負担の適正化に関する指針に基づく見直しを行う。

(4) 市有施設の適正配置の推進

市有施設適正配置計画に基づき、各施設の見直しの方向性に沿った具体的な取組を推進する。

(5) 民間活力の導入

業務改善計画及びPPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づき、効率的・効果的な施設整備や行政サービスの提供につながるものについて、民間委託等の導入を積極的に推進する。

(6) 決算状況を反映した予算編成

決算状況、財政分析指標及び検証を踏まえた行政評価システムにおける施策・事務事業評価に基づき、予算の選択と集中を図り、歳入に見合った歳出予算構造への転換を図る。

(7) 新たな財源確保の推進

ふるさと納税の利用者及び寄附額が全国的に増えていることから、返礼品の拡充と寄附者の利便性向上に努めることに加え、クラウドファンディングの活用により、寄附者及び寄附額の増加を図る。

市有施設の命名権（ネーミングライツ）等による取組については、引き続き推進を図る。

(8) 職員の育成と人事管理

職員人材育成基本方針に基づき、時代や環境の変化に適切、迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するため、各種研修を実施するとともに、方針の見直しを検討する。

人事配置については、自己申告制度の活用を図るとともに、女性職員の活躍を推進するため職域拡大や能力開発等に取り組み、女性管理職人材の層の拡充を図る。また、人事評価を職員の任用の基礎資料として活用し、適正な人事管理を進める。職員数は、(仮称)第3次定員適正化計画に基づき適正な定員管理に取り組む。さらに、役職定年となった職員及び再任用職員が持つ長年の知識や技能を他の職員に円滑に継承するとともに、当該職員が活躍できる職場環境の整備に取り組む。

多様な働き方を見据えた柔軟な勤務体制の実現に向けた取組を推進する。また、メンタルヘルス対策や長時間労働の是正、休暇取得の推進などの働き方改革を推進するとともに安全衛生体制の充実を図り、働きやすい職場づくりに努める。

(9) 協働による自治の推進

ボランティア活動、市民活動への参画と協働への理解促進を図り、新たな担い手の発掘、人材育成を行う。

新規及び活動中の市民活動団体の自主的な取組への支援と連携により、協働可能な事業の推進を図る。

地域担当職員の活用並びに町会長連合会等の運営に対する支援と連携を行い、協働により地域課題の解決に取り組む。

(10) まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な推進

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本目標と具体的施策のKPIに設定した目標値の達成に向けた効果的な事業推進を図るとともに、次期計画を見据えた達成状況の検証を行う。

また、国のデジタル田園都市国家構想関連交付金を活用し、本市の地方創生の深化を図る。

4. 重点施策^{※1}の選定と各施策の取組方針

第2次総合計画中期基本計画政策体系に定める40施策において、政策会議における施策貢献度評価^{※2}・施策優先度評価^{※3}により、成果向上及び人口減少の克服と地域活力の向上を図るために重点的に取り組む必要があるものと判断された次の13施策を令和6年度の重点施策として選定した。

また、施策ごとに取組方針を示し、これに基づいた事務事業の運営を行うこととする。

※1 総合計画及び地方創生を推進するために取組を強化すべき施策のこと

※2 各施策の成果実績を踏まえて、各施策が本市のまちづくりをどれくらい推進することができたのかを明らかにすることにより、令和6年度に成果を向上させなければならない施策を検証するもの

※3 各施策と市長公約、地方創生、コンパクトシティ及びスマートシティ等との関連性を検証するもの

(1) 重点施策

- ① 企業誘致の促進
- ② 中心市街地及び地域市街地の活性化
- ③ 中山間地域の活性化
- ④ スポーツツーリズムの推進
- ⑤ 移住・定住の促進
- ⑥ 心と体の健康づくりの推進
- ⑦ 地域医療体制の充実
- ⑧ こどもの健やかな成長と子育て支援
- ⑨ 豊かで健やかな長寿社会の実現
- ⑩ 特色ある教育と心の教育の推進
- ⑪ 都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進
- ⑫ 公共交通網の整備
- ⑬ 再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進

(2) 各施策の取組方針

政策会議で協議、決定した各施策の取組方針は、以下のとおりである。

施策名	取組方針
(111) 活力ある商業・ 鉱工業の振興	<ul style="list-style-type: none">・企業が望む現役世代のスキルアップに向けたリカレント教育を継続して実施するとともに、県や商工団体と連携し、創業・就業機会の推進に向け、若者、女性、高齢者向けのリカレント教育セミナー等の充実を図る。・企業のワークライフバランスの実現を目指し、市内事業所に対しモバイルワークの導入、促進に向けた「新しい働き方」の周知・啓発を図る。・コロナ関連融資の返済やエネルギー価格、原材料価格の上昇に伴う物価高騰により深刻な影響の広がりが懸念されることから、事業者が利用しやすい市制度融資を継続し、事業資金の円滑な借入を支援する。・市内事業者の安定経営に向け、既存の各種補助制度の適切な活用を促すとともに、今後広がりを増す脱炭素経営やいわゆる「2024年問題」への対応に向けた適切な支援対策を国・県の動向を注視しつつ、商工団体と連携し対応策を検討する。・創業支援等事業計画に基づき、起業・創業希望者に対し制度融資の案内や創業塾等による経営相談、コワーキングスペース等の市内に整備されたワークスペースの活用を促しながら、関係者間のネットワークを活用した新しい働き方の促進を図るとともに市内事業者の事業承継に向けた取組を検討する。・関係機関や市内事業所等と連携し、合同就職面接会の開催やU I J ターン就職のマッチングに向けた求人情報の充実、並びに求職者の人材育成などに取り組む。・将来を担う高校生・短大生等に対し、本市の鉱工業など地域資源を活用した地場産業の情報発信を積極的に行い、風土・産業・歴史等の魅力を伝えることで郷土愛の醸成を図り、本市での就職につなげる。
(112) 企業誘致の促進 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none">・国道50号沿線開発のうち、西側エリアについてはスケジュールに沿った産業団地整備を図るため整備計画を決定し、令和7年度の市街化区域編入に向けて都市計画に関する関係機関との協議や関係手続きを進める。また、東側エリアについては、令和5年度に策定予定の整備方針に基づき検討を進める。・コミュニティ・ワーキングスペース利用企業の誘致を図るため、運営事業者と連携した取組を推進する。・地域未来投資促進法等を活用し企業の進出に対応するため、新たな重点促進区域の設定を図るとともに、開発手続きに係る後方支援や財政的な支援を実施する。

施策名	取組方針
<p>(113) 出流原 P A 周辺 開発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興エリアにおける民間事業者等による開発整備に対し、開発手続きにおける支援、地域未来投資促進法に基づく支援、並びに財政的な支援等を積極的に行う。 ・令和 5 年度に策定する（仮称）佐野市国際防災拠点整備方針をもとに国際的な防災拠点創出に向けた検討を行う。 ・佐野インランドポートの安定した施設運営を行うとともに、今後の施設運用の方向性の検討を行う。また、いわゆる「2024 年問題」対策の 1 つとして、インランドポートの P R やポートセールスを行うことで施設の利用促進につなげる。 ・東日本高速道路株式会社と連携し、スマートインターチェンジの利用促進を図る。
<p>(121) 中心市街地及び 地域市街地の 活性化 （重点施策）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティの推進に向け、まちなか賑わい創出のため中心市街地内の拠点施設を結んだ活性化事業を推進する。 ・中心市街地、地域市街地の空き店舗調査を実施し、空き店舗情報としてマップの作成、空き店舗バンクの構築を検討する。また、引き続き各団体等と連携し不動産所有者の意向確認を行い、活用可能な空き店舗の把握と利用希望者への情報提供に努めることで空き店舗活用を推進する。 ・市道佐野 57 号線の整備にあたっては、令和 10 年度完了に向け駅南公園西土地区画整理事業の建物等の移転・補償、工事を計画的に進める。 ・中心市街地において、さのまちづくり株式会社及び地元商店や地元住民、空き店舗活用事業者など民間活力によるイベント等と連動することで、まちなかの回遊を促進させ賑わいの創出を図る。 ・株式会社足利銀行佐野支店跡地は、さのまちづくり株式会社等の民間活力を活用し整備方針を決定する。 ・地域市街地においては活性化に向け、田沼駅周辺でのイベントを実施し、葛生駅周辺での現地調査を実施する。

施策名	取組方針
(122) 都市型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での協議により、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を掲げた地域計画を策定し、今後の農地利用の姿を明確にする。 ・就農希望者に対し就農しやすい環境を整え、就農後も技術や経営管理手法の習得を支援し営農定着を図る。 ・いちごを中心とした施設園芸作物の生産基盤を強化し、安定生産を支援するとともに、環境負荷の低減及び収益性の向上のため、とちぎグリーン農業を推進する。 ・先端技術の導入や6次産業化に対し、国、県の補助事業の周知及び活用について支援し、スマート農業を推進する。 ・未来を担う子どもたちへいちごの生食を提供することで、地元農産物への関心、理解を高めるとともに、地元農産物レシピ集を幅広く周知、活用し、地産地消を推進する。 ・農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積・集約を継続して推進する。 ・市農業再生協議会の水田収益力強化ビジョンに沿った高収益作物の作付けを促進し、経営所得安定対策を推進する。 ・県、市土地改良区、各水利組合等と協議調整し、圃場整備事業や用排水路等農業用水利施設の改修を進める。 ・市多面的機能支払交付事業推進協議会が活動組織を支援することにより、自然環境の保全、良好な景観の形成等農業の有する多面的機能の発揮に結び付ける。
(123) 中山間地域の活性化 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・林道整備のうち、林道作原沢入線については、小規模な崩落が発生している法面の改良工事を計画的に推進し、その他の林道については、通行の安全を確保するため適切な維持管理を行う。 ・中山間地域のむらづくり団体等に対し、人を呼び込むための受入体制づくりや各団体が持つ課題解決に向け、国・県・市の各種支援制度の活用を積極的に促し、関係機関と連携した地域づくりを支援する。 ・電気柵や侵入防止柵の設置支援、有害鳥獣の捕獲を継続するとともに、ニホンザルについては被害防止のため、県や地域住民との連携を図った被害対策の取組を進める。また、デジタル技術を活用した、捕獲活動の研究・検討を行う。 ・野生生物との共生を目的とした取組やヤマビルの被害対策について、効果的な環境整備の手法など検討を行い、野生生物による被害軽減を図る。 ・手入れの行き届いていない森林を対象に意向調査を行い、森林所有者の委託を受け、市による間伐や林業経営者に再委託するなど、森林の適切な経営や管理の推進を図る。 ・森林環境譲与税については、公共建築物等における木材利用の促進、森林の適切な管理を目的とした路網整備、その他の森林の整備の促進など、関係機関と協議を行い、有効活用するための検討を行う。

施策名	取組方針
(211) ひとを集める 観光戦略の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・国際クリケット場を活用する外国人に本市を訪問した際の行動パターンや嗜好品のアンケート調査を行い、業種別リスト及びマップを作成し、市ホームページ等により発信することで、本市での経済活動につなげる。 ・県や近隣市町及び観光協会と連携して広域的で効果的な観光情報の発信に取り組む。 ・企業等と連携し、インバウンド受入体制の充実に取り組む。 ・フィルムコミッションのホームページの内容の充実やSNSを活用した本市の魅力発信を行い、ロケの誘致及びロケ地巡りの誘客を図る。 ・地域DMOと連携し、コンベンション事業を誘致することで、観光誘客を図る。 ・観光ボランティアガイドの育成・増員を図るため、養成講座を開催する。また、観光ボランティアガイドのスキルアップのため、オリジナルガイドや自主勉強会、視察研修を行う。 ・地域DMOと連携し、ライトアップ事業等を実施することで、夜間の観光誘客と滞在時間の延長を図る。
(212) 魅力ある観光資源 の開発と整備	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり市と相互のイベント参加等により連携を継続するほか、林道作原沢入線を活用した観光振興を図るための展望台設置に向けた具体的な設計を実施する。また、林道を利用した広域での観光ルートを検討する。 ・指定管理者と連携し、観光客が観光施設を安心して安全に利用できるよう「新しい生活様式」に沿った受入環境の整備に努め、利用率向上に取り組む。また、今後の観光施設のあり方について、民間活力の活用も含めて検討を行う。 ・地域DMOや近隣自治体等と連携し、観光の回廊化を図ることのできる新たな観光資源及び観光ルートを調査・検討する。 ・地域DMOと連携し、観光地への2次交通としての電動自転車の利活用について検討する。 ・学生等との連携により、新たな名産品や特産品等を開発・商品化し、観光資源としてSNS等を活用した周知を行うことで、観光誘客を図る。 ・市有施設の利用者ニーズを把握し、体験メニューの充実に図り、効果的なPRを行うことで、利用者とリピーターの増加につなげる。また、VR（仮想現実）・AR（拡張現実）などのデジタル技術を活用した観光PRを行う。 ・インバウンド誘客を図るため、効果的な場所に国際化対応看板を設置する。

施策名	取組方針
<p>(221) スポーツツーリズムの推進 (重点施策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2028年に開催されるロサンゼルス夏季五輪の追加競技としてクリケットが承認されたことにより、本市の国際クリケット場やクリケット競技そのものに対する国内外からの関心が急速に高まることが期待されることから、これを好機と捉え、日本クリケット協会と連携し国際大会等の誘致を行うとともに、大会等の情報を市民に発信する。また、来訪する外国人をおもてなしの心で迎える機運を醸成することで、経済、産業、観光、国際交流等の推進につなげる。 ・市民に国際クリケット場の利活用と認知度向上が図られるよう、様々なイベント等を実施するとともに、SNS等を積極的に活用し周知を行う。また、国際クリケット場に来訪する外国人と小中学生を含む市民が交流できるよう、機会や場所を提供する。 ・国際クリケット場における大使館等との交流を起点とし、市内企業と海外企業とのビジネス交流を生み出す。 ・国際クリケット場に来訪するプレイヤーやその関係者に対し本市の魅力を発信し、市内への回遊の流れを作る。また、市の伝統工芸品や市で生産されるいちご等の農産物の購買につながるよう戦略を立て、域内消費につなげる。 ・国民体育大会のレガシーとして、各種大会・イベントにおいて、積極的にスポーツボランティアを活用する。また、スポーツの推進に係る事業にスポーツ推進基金を活用し、大会の成果を継承する。 ・唐沢山や奥佐野でサイクルイベントを実施し、サイクリストの市内回遊によりサイクルツーリズムを推進する。
<p>(222) 生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の予防や健康維持増進を図るため、スポーツ医科学センターの開設に向け、制度設計を行い整備を推進する。 ・指定管理者と協力して、施設利用者が安心して安全に利用できるよう、施設の計画的な維持管理修繕と施設整備計画の策定を行う。 ・ウィズコロナ及び熱中症対策を実施しながら、市民一人1スポーツを推進するため、広く参加が図られるよう、スポーツ教室やレクリエーション要素のあるスポーツイベントを実施する。 ・国民体育大会のレガシーとしてジュニア選手育成と指導力向上を目指し、基礎トレーニングなどの研修会を実施する。また、部活動地域移行後の運営団体に専門知識を持つ講師派遣を行い指導力向上の支援を行う。 ・部活動の地域移行を推進するため、地域部活動を運営する実施団体と協力し、受け皿となる組織づくりや運営体制を支援する。

施策名	取組方針
(231) 文化芸術活動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ならではの「天明鋳物」、「牧歌舞伎」、「菜蟲譜」等の文化資源をより多くの市民が郷土の財産として誇りを持てるよう、紹介などの取組を進める。 ・利用者に安全・安心で快適な環境を提供するため、文化施設の適切な維持管理に努めるとともに、PFI法に準じたDBO方式による文化会館の大規模改修は、事業者の業務進捗について適切な監理監督を行う。 ・佐野市文化協会、公益財団法人佐野市民文化振興事業団のほか、市内の各種団体と連携し、より多くの市民が文化芸術に親しむ機会を充実させる。 ・地域団体商標として登録された「天明鋳物」の認知度向上のため、鋳物事業者や佐野市天明鋳物振興協議会と連携し、各種展示会への出展や新商品開発等の検討を進めるほか、産業、観光やスポーツ面での連携、活用を進める。 ・子どもの頃から良質なものに触れ、文化芸術に親しむ大人に育つよう、アーティストが学校を訪問する「アウトリーチ事業」を有効活用する。 ・吉澤記念美術館の収蔵作品の画像化を順次進め、デジタルコンテンツとして新たな魅力発信を進める。
(232) 歴史・文化資源の 継承と保存	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡唐沢山城跡の二の丸の石垣整備について、保存整備調査指導委員会の指導・助言を仰ぎながら、石垣カルテを作成するとともに、地盤調査を行い、石垣整備（修理）基本計画を策定する。 ・史跡唐沢山城跡のガイダンス施設のあり方については、庁内で調整を図りながら検討を進める。 ・発掘調査や整備状況については、デジタル技術の活用を図るとともに、唐沢山のレストハウスや郷土博物館などで発信する。 ・郷土博物館等の入館者の増加につなげるため、企画展や講座の開設に際して市民ニーズの把握と魅力的テーマを設け、話題性のある事業を企画し周知する。また、郷土の歴史・文化資源に対する理解を促進してもらうため、学校利用による体験学習を継続する。 ・「(仮称) 佐野市歴史文化基本構想」の策定に向けて検討を進める。 ・天明鋳物生産用具について、国重要有形民俗文化財指定が完了した後に、展示会を開催する。 ・天明鋳物生産用具の保管等については、必要となる保管場所（収蔵庫）の規模、機能等を勘案し、閉校した学校など公共施設改修等を検討する。 ・遺跡地図の作成については、旧田沼・旧葛生町域の詳細な分布調査を進める。

施策名	取組方針
(241) 都市ブランド戦略の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・さのまるの運用について、他自治体等への調査結果をもとに、効果的な方針を決定する。 ・本市の魅力を、SNS等の活用により市民自ら発信してもらえるような企画を実施する。 ・市内若年層をターゲットとし、自ら本市の魅力を発信してもらうとともに、地域への愛着、誇りの醸成を図る。 ・さのブランド認証事業者協議会への積極的な運営支援と認証品プロモーションの企画検討を行う。 ・シティプロモーション推進本部会議に設置した定住促進専門チームにおいて、情報共有と連携を図り、効果的な情報発信を行う。
(242) 移住・定住の促進 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住コーディネーターの配置や交流の場の創出を図ることにより、移住者や移住検討者への相談体制と情報発信を強化し、移住定住をさらに促進する。 ・「地域アプローチ」による少子化対策に関する調査研究事業の検討結果等をもとに、新規事業の創出と既存事業の見直しを行い、若年層（特に女性）の転出超過の抑制を図る。 ・移住定住ポータルサイトの充実に加え、発信力のある媒体の活用を図り、継続的・効果的な情報発信を行う。 ・「佐藤の会」の取組の推進など、関係人口・交流人口の創出と拡大を図るとともに、関心から関わりへとつながる取組を展開する。 ・おためし住宅の拡充や二地域居住の取組など、移住検討に寄与する環境の充実を検討する。
(311) 心と体の健康づくりの推進 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康長寿推進条例に基づき市民や企業等と協働して健康づくりを進めるため、市民の意識改革につながる効果的な取組を検討し実施するとともに、健康アプリの活用や健康教育等を通して健康寿命・平均寿命の延伸を図る。 ・各種健診（検診）の受診率を向上させるため、ハガキや職員による受診勧奨や、かかりつけ医との診療情報の連携を進めるほか、健康、長寿づくりに取り組む新たな協力企業を募り、さらなる受診勧奨を行う。また、がん検診受診料の無償化や低減などの検討を行う。 ・熱中症を予防するため、国の動向を踏まえながら、市の取組方針等をまとめ、全庁を挙げて対策を行う。 ・歯周疾患検診受診率向上のため、佐野歯科医師会や健康長寿推進条例に基づく協力企業と連携し、受診勧奨に努めるほか、日頃から歯のメンテナンスの重要性について周知を行う。 ・悩んでいる人に気づき声をかけることができるゲートキーパーを浸透させ裾野を広げるため、一般公募だけでなく健康長寿推進条例に基づく協力企業をはじめ、広く民間企業にも講習会の受講を働きかけ、より多くの人材を育成する。

施策名	取組方針
<p>(312) 地域医療体制の 充実 (重点施策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・深夜透析の実施について、透析患者への要望調査を行い、ニーズを把握し、市内透析医療機関との協議を踏まえ、方向性を決定する。 ・かかりつけ医を持つ市民を増やすため、佐野市医師会、佐野歯科医師会、佐野市薬剤師会と連携し、より効果的な周知に努める。 ・市民病院が持続可能な経営ができるよう、民間譲渡に関する基本協定書に基づき支援を行う。 ・へき地診療所4箇所を含む5箇所の国保診療所について、新たに佐野厚生総合病院の協力を得ながら、安定して医師を確保し医療提供を図ることで運営を維持する。 ・救急医療機関へ支援を行い、救急医療体制の維持を図る。 ・医療従事者を確保するため、佐野市医師会附属佐野准看護学校へ学校運営費補助金を交付するとともに、リカレント教育、復職などを希望する方に対して支援を行う。 ・I o Tを利用した遠隔医療（オンライン診療）について、先進的に取り組む医療機関へ調査を行い、その効果を検証し未実施医療機関へ実施の働きかけを行うとともに、オンラインによる更なる病診連携、医介連携に向け、市内診療所へ栃木県が運用する地域医療連携システムの活用を促進する。
<p>(313) 感染症対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県の動向を注視し、新型コロナウイルス感染症等、各種感染症の拡大防止を図る。 ・市ホームページなどを活用し、市民などに対して、感染症対策に関する情報を周知する。 ・佐野市医師会等と連携して、国の方針に応じた新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保する。 ・定期及び任意の予防接種について、医療機関と連携し、接種を実施する体制を維持し、接種対象者に対しては、様々な方法で周知を図る。 ・佐野市医師会等との情報交換などを通して、様々な感染症に対処できる体制整備を図る。

施 策 名	取 組 方 針
<p>(321) こどもの健やかな成長と子育て支援 (重点施策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出会いから結婚・妊娠・出産につながるよう、県及びとちぎ結婚支援センターと連携し、出会い、結婚支援等の情報を発信する。 ・市内でより多くの「産後ケア事業」の利用を可能にするため、市内医療機関と調整し、拡充を図る。 ・乳幼児健康診査の未受診者に対し、受診勧奨と実態把握を行い、受診率のさらなる向上を図る。 ・育児不安や育児ストレスを抱える保護者や児童の福祉向上のため、児童養護施設や県南地区里親会と連携し、子どものショートステイの推進を図る。 ・児童虐待の早期発見・早期対応のため、広報さのやチラシによる市民の通告義務の周知・啓発活動を行う。また、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携により、虐待、貧困、若年妊娠等、特に要支援家庭に対する個々に応じた支援を行う。 ・ひとり親家庭の自立のため、高等職業訓練促進給付金や資格試験受験料助成事業を周知し、一人でも多くの就労につなげる。 ・栃木フォスタリングセンターや県南地区里親会と連携し、里親支援体制の強化を図るとともに、市民に対し里親制度の正しい理解や周知・啓発を図り、里親登録数の増加を目指す。 ・ヤングケアラーコーディネーターと関係機関との緊密な連携により、ヤングケアラーの早期発見に努め、適切な支援につなぎ、子どもの権利回復の推進を図る。 ・企業等に対し、出産・育児における男性参加と子育て世帯が働きやすい職場づくりを啓発し、男性が育児休業を取得しやすく、女性が就業しやすい環境づくりを促す。 ・子育て世帯の経済的・心理的負担の軽減を図るため、こども・妊産婦医療費助成や各種手当支給、幼児教育無償化などを継続して実施する。 ・母子保健機能及び児童福祉機能を一体化させた「こども家庭センター」では、妊娠届時から妊産婦支援を始め、子育てや子どもに関する相談を受け、支援を要する子どもや妊産婦へのサポートプランを作成し必要な支援を提供するとともに、関係機関と連携した児童虐待への予防的、早期的な対応を実施するなど、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図る。 ・ICT機器を活用したプッシュ型の母子保健情報提供の普及と充実を図るとともに、伴走型支援により必要に応じて重層的支援につなぎ、訪問型支援の強化を図る。

施策名	取組方針
<p>(322) 子育てしやすい 環境の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所整備運営計画に基づく（仮称）おおはし保育園の建設を完了し、仮園舎から新園舎への移行を円滑に進める。 ・ 利用定員に応じた保育士配置基準を満たすとともに、すこやか保育等の個別支援の対応に必要な保育士確保対策を進める。 ・ 保育の質の向上のため、公立及び民間の保育士を含めた合同研修を実施する。 ・ 適正な保育の提供のため、認可外を含む全ての市内保育施設への巡回指導を実施する。 ・ 子育て世代への支援を強化するため（仮称）こども家庭センターを設置し、保育施設の利用者支援機能との連携を図る。 ・ 放課後児童クラブのニーズ調査等の現状把握に応じた施設整備計画の見直しを進める。 ・ こどもの国や児童館の利用促進を図るため、新しいイベント企画の実施と子育て支援等関連情報の周知方法の見直しを行う。
<p>(331) 豊かで健やかな 長寿社会の実現 （重点施策）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ シニア世代が利活用可能なサービスや事業等の情報を発信するため、庁内外から関係情報を収集、集約するとともに、情報伝達手段、情報格差の解消等について検討する。 ・ シニア世代の孤立や虐待を防ぎ、適切な医療や介護へつなぐため、地域での見守り体制の構築について検討する。 ・ シニア地域デビュー条例に基づき、シニア世代が社会参加や就労しやすい環境を作るため、シニアクラブや佐野市シルバー人材センター、市民活動センター等と連携して、既存の生きがいづくりに関する事業の見直しを図る。 ・ 高齢者の外出手段としてバス、タクシーの利用促進を図るため、快適に利用できる環境整備や助成制度の見直しを進めるとともに、効果的なPR方法を検討する。 ・ 高齢者が毎日いきいきと健康に過ごせるよう、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと連携して介護予防教室、通いの場の周知・啓発を積極的に行うとともに、事業を改善し、利用促進につなげる。 ・ 給付適正化事業、認定調査業務の見直しを実施することで、適切な介護サービスを確保し、円滑な利用を促進する。 ・ 介護人材を安定的に確保するため、介護事業所に対して処遇改善加算取得の確認を行うとともに、新規人材確保のため介護入門研修を実施する。 ・ 後期高齢者医療保険制度の安定化に向けて、効果的な滞納整理により後期高齢者医療保険料の収納率の向上を図るとともに、栃木県後期高齢者広域連合と連携し健康診査の受診率の向上を図る。

施策名	取組方針
(332) 障がい者の社会参加と自立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会専門部会において、医療的ケア児の受け入れ可能な通所施設の確保や日常生活支援の方策について検討する。 ・自立支援協議会で抽出した地域課題のうち、緊急性の高い課題について、専門部会において解決策を検討する。 ・障がい児・者の重度化や「親亡き後」に備え、介護者の急病など緊急時の在宅障がい者の受入体制整備について、相談支援事業所等と連携し、対象者のさらなる洗い出しや緊急度の順位付けなどを行い支援体制を充実させる。 ・障がいに対する理解促進や企業の障がい者雇用促進のため、広報さのへ記事掲載や商業施設でのイベント開催を関係機関と連携して実施する。 ・社会福祉協議会との連携により、手話や点訳の講座等を開催し、障がい児・者の意思疎通を支援する人材の確保に努める。 ・ひきこもり当事者やその家族を支援するため、定例相談のほか、ひきこもりサポーターの会と協力しながら、農業体験等を通じて自宅以外の居場所づくり等の取組を行う。
(333) 地域福祉の推進と生活保障の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、生活困窮者自立支援法に基づき、本人の状態に応じて自立に向けた包括的な相談支援事業や、困窮世帯における中学生の学習習慣の確立、学習意欲向上のための学習支援事業を実施する。 ・生活保護制度の適正運営のため、重複頻回受診者への指導、早期受診・治療やジェネリック医薬品使用の啓発等を実施して医療扶助費の削減を推進するとともに、自立に向けた就労支援を行う。 ・地域福祉の体制を維持し推進を図るため、社会福祉協議会の運営や民生委員児童委員の活動を支援する。 ・避難行動要支援制度について理解が得られるよう、周知・啓発、制度説明を行い、個別計画作成への同意者の増加を図るとともに、実効性のある計画となるよう取組を推進する。 ・国民健康保険被保険者の医療費適正化に向け、重複頻回受診者等への訪問指導や重症化予防等の保健事業を実施する。 ・日本年金機構（栃木年金事務所）と連携し、国民年金の受給資格要件確保に向けた制度の周知・啓発を推進する。

施 策 名	取 組 方 針
(411) 特色ある教育と 心の教育の推進 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化による影響を受けずに、スポーツ・文化芸術活動ができる機会を確保するため、部活動の地域移行を進める。 ・地域産業及び人材との連携を重視し、各学校のキャリア教育の取組に対して支援を行う。 ・児童生徒の学力や体力向上を図るため、各学校の「一校一改革・一挑戦」の成果、各種調査の結果を踏まえ、学校訪問等において、教職員に対する適切な指導・助言を行う。 ・英語教育に関わる教員の英語力向上研修を新たに実施するとともに、授業力向上研修、英語体験学習会等の充実を図り、各学校のA L T活用を始めとする英語授業への取組に対して、適切な支援を行う。 ・義務教育学校における実践及び小中一貫教育推進ブロックの取組について、全市立学校で共有し、各ブロックの状況に応じた特色ある小中一貫教育を推進する。 ・各学校の実情を踏まえて、さわやか指導員等を適切に配置するとともに、それぞれの課題解決につながる研修を実施する。 ・特別な支援が必要な児童生徒に対する指導力向上を図るため、研修の工夫・改善を行う。児童生徒の実態や教育的ニーズに合った合理的配慮の提供となるよう、啓発資料や就学説明会等で学校・保護者に啓発する。 ・「1人1台端末の効果的な活用に向けた指針」に基づき、研修方法や内容を工夫することで、教職員が授業中にI C Tを活用して指導する能力の向上を図る。 ・生徒、学生の能力の向上、就業機会の拡大のため、資格試験等受験料助成事業を周知する。 ・公私教育連絡協議会を活かして合同研修や学校訪問研修等を実施し、連携することで、教育力の向上を図る。 ・「不登校児童生徒支援教室（アクティヴ教室）」を増設し、不登校の児童・生徒の学びの場を確保するとともに、支援内容の充実を図る。

施策名	取組方針
<p>(412) 安全で安心して学べる教育環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）と個別施設計画の見直しを踏まえ、計画的改修と冷暖房設備の設置・更新を行う。また、日常安全管理を徹底し、危険箇所、不具合箇所については、速やかな改修・修繕を行う。 ・市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）に基づく小中一貫校の整備を推進する。西中学校区小中一貫校整備については、民間活力を利用したDBO方式により計画的に進める。 ・植野小学校、あそ野学園義務教育学校、葛生義務教育学校の通学用バス及び各学校の校外学習で使用するバスの安全・安心な運行に努める。 ・通学用バスの持続可能な運行に向けて、地域公共交通の枠組みについて、地域住民との合意形成を図る。 ・安全・安心な給食の提供に努める。 ・給食センターにおける調理・配送・配膳に施設設備の維持管理を含めた包括委託化に向けた事業スキームの検討と事業計画を策定する。 ・給食費未納者への督促を行うとともに、マニュアルを策定し未納者を増やさない対策を実施する。 ・他市町村の奨学金制度を検証し、継続して見直し等を検討する。 ・GIGAスクール構想の実現に向け、1人1台端末を含む学習系システムの更新計画を策定する。
<p>(421) 生活を豊かにする生涯学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設（図書館・各地区公民館等）については、計画的に改修・修繕を行い、快適な学習の場の提供を図る。 ・幅広い世代（特に若い世代）が生涯学習に取り組めるよう、多様な学習メニューを提供し、広報さのや市ホームページ、佐野ケーブルテレビ等の様々な媒体を利用して周知を図る。 ・学習成果を自ら企画し発表できる機会の拡充を図り、特にシニア世代が地域社会に参加する機会を提供する。 ・オンラインによる遠隔地の講師等の活用やデジタルを活用した講座など、新たな学習ニーズへの対応を図る。 ・青少年を対象とする体験的な学習を実施するとともに、青少年健全育成のための学習活動を実施している青年団体を支援する。

施策名	取組方針
<p>(422) 教育を支える地域づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室の充実とコミュニティ・スクール設置に向け、地域コーディネーターやボランティア研修を行うとともに、地域への広報活動を行い、教育を支える地域づくりを進める。 ・学校・家庭・地域が連携したいじめ対策に取り組むとともに、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの未然防止や解決に向けた関係機関との連携について協議を行い、認知したいじめの100%解消に努める。 ・市・県双方のスクールソーシャルワーカーと県のスクールカウンセラーの資質向上を図るための研修を実施するとともに、連携を強化することでいじめの予防、早期発見、適切な対応を行う。 ・いじめの予防・早期発見のため、1人1台端末を活用した教育相談や児童生徒の心の状態を可視化できる支援アプリケーションの活用を検討する。 ・家庭教育推進講座、家庭教育出前講座の内容や開催場所を多様化し保護者等の参加機会を増やす。また、地域の教育力を生かす放課後子ども教室の活動を通して、子どもの学習や体験活動の一層の充実を図る。

施策名	取組方針
(511) 消防・防災体制の 充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災情報について、市ホームページや全戸配布チラシによる周知のほか、SNSによる情報発信や防災関係機関と連携した啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚と防災知識の向上を図る。 ・自主防災会の新規組織化や防災士の育成に係る必要な支援を継続し、地域防災力の向上を図る。 ・大規模災害の発生に備え、飲食料・生活必需品・資機材等の防災備蓄品を計画的に確保し、これを保管する防災備蓄倉庫を整備する。 ・民間事業所等に対し、災害協定締結に向けた働きかけを行い、災害時の応急復旧や物資供給等に係る支援体制を強化する。 ・避難所の開設・運営に備え、感染症対策用資機材の適正な管理と使用方法の確認を引き続き行う。 ・土砂災害防止月間において、大規模災害を想定した実践的な防災訓練を実施し、防災関係機関との連携強化や市民の防災意識の高揚を図る。 ・避難行動要支援者の個別避難計画をもとに、福祉避難所施設を提供する災害協定締結先との協力体制を構築する。 ・災害応急対策等について、災害協定締結先との協力体制を構築する。 ・消防団活性化推進基本計画に基づき、消防団員の確保、消防団活動の活性化及び消防団組織の充実・再編を推進する。また、消防職員を救急救命士養成研修所へ派遣し、救命士の増員を図る。 ・消防指令センターを足利市と共同運用を目指し、通信指令業務を一元化することにより即応体制を強化するための準備を進める。 ・震災時においても消防活動に必要な水利を確保するため、耐震性防火水槽を設置し、消火栓を新設する。 ・危険空き家所有者への助言・指導等を行いながら、補助制度を活用した危険空き家の除却を促進する。 ・災害の発生予防・拡大防止のため、普通河川の改良を推進するとともに、県に対し土砂災害危険箇所の整備を働きかけながら、一級河川被災箇所の早期復旧の要望を継続する。また、農地・農業水利施設を活用した流域治水対策の有効性を検討する。

施策名	取組方針
(512) 交通安全・防犯・消費者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路などを中心に危険箇所点検に基づき、改良を必要とする箇所の整備及び看板等の安全設備の設置・更新を行う。 ・警察署等と連携し、自主防犯団体の新規組織化を促進するとともに、既存団体の活動継続に向けた必要な支援を引き続き行う。 ・交通事故防止や被害の軽減に向け、警察署や関係団体等と連携し、積極的に交通安全教室や啓発活動を実施する。学校に対しては校長会議や研修会等において、交通安全指導の徹底を図り、児童生徒の意識の高揚を図る。 ・町会等からの要望を踏まえ、カーブミラーの設置・更新等を行い、交通安全施設の充実を図る。 ・リース期間終了後の防犯灯の運用について、佐野市防犯協会で定める対応方針に基づき実施する。 ・従来の普及啓発活動に加え、デジタル技術等を活用した広報活動を強化し、市民の防犯意識の高揚を図る。また、高齢者世帯への特殊詐欺撃退器の無償貸与を進める。 ・少年補導員への研修を継続して行い、資質向上を図る。 ・消費者団体との連携やPR活動、出前講座などを充実させ、正しい消費生活の啓発を図りながら消費者トラブルの防止に努める。 ・「ながら見守り活動」の普及に向け、「ながら見守り協力隊員」の増加を図る。また、通学路を中心に街頭防犯カメラを新設する。
(521) 快適で質の高い住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・東部4号雨水幹線等の整備については、関係機関と連携を図るとともに、地元への説明を丁寧に行いながら実施する。 ・住まいづくりに必要な最新の情報を市ホームページ等により発信するとともに、市産材（木材・漆喰等）を用いて住宅を新築する方に対し、その費用の一部を支援する。 ・長寿命化計画に基づき、市営住宅の給排水改修工事及び住戸改善工事等を実施するとともに、老朽化した市営住宅の統廃合・再編に向け、対象入居者の希望等の意向を確認しながら移転を進める。 ・空き家の所有者に対し空き家バンク制度を積極的に周知するとともに、新たな物件の発掘を行いながら空き家の有効活用を図る。 ・住宅・建築物の耐震化を促進するため、広報さのや市ホームページ等による周知に加え、戸別訪問により住宅の耐震化の補助制度について直接市民へ啓発を行う。 ・生活道路の整備や維持管理を行うとともに、長寿命化修繕計画に基づき橋梁等の補修工事を行う。 ・公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具等の更新やトイレのバリアフリー化及び水洗化を推進する。また、第2期の公園施設長寿命化計画を策定する。

施策名	取組方針
<p>(522) 安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント計画に基づく、下水道施設の更新工事等を推進する。 ・水道水の安定供給のため、老朽化の進む市の沢浄水場に代わる小中浄水場の整備を計画的に実施する。 ・老朽管更新は、優先地区以外の導水・送水・配水管についても考慮し、計画を見直しながら確実に実施する。 ・水道の安全性を確保するため、コストの削減を図りながら、野上北浄水場に紫外線照射装置の設置を進める。 ・上下水道事業ともに引き続き収入の確保と経費節減を図り、効率的な事業運営に努める。 ・新たな生活排水処理構想等の整備目標に従い、生活排水処理施設の整備を推進する。 ・単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進するため、さらなる補助制度の周知を図る。 ・浄化槽の保守点検や法定の水質検査の実施について、広報さのや市ホームページ等で広く周知するとともに、未受検者に対して個別通知により指導を継続する。
<p>(531) 都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進 (重点施策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市道1級1号線（都市計画道路3・4・201号高砂植下線）については、第3工区の整備に着手し、道路設計や物件算定、土地評価を実施する。 ・市道の新規整備については、道路網整備計画や自転車活用推進計画を踏まえ路線を選定し、整備に向けた具体的計画を作成する。 ・県道整備について継続して知事要望等を行う。また、整備にあたっての課題や懸案事項を県と共有し、解決に向けた連携を図るとともに、構想路線等については、整備の必要性や県・市の役割分担等の整理を行う。 ・立地適正化計画で定めた誘導施策等の進捗管理を行うとともに、新たな効果的取組の実施に向けて協議を行う。 ・小さな拠点の形成に向け、更なる機運醸成を図るとともに、地域でのワークショップを継続して開催し、地域課題の解決に係る具体的な取組の熟度を高める。 ・地籍調査については、調査に必要な財源の確保に努め、地籍調査事業基本計画に基づき計画的に進める。 ・都市計画区域外における開発行為の動向を引き続き注視するとともに、地元町会や地域住民の土地活用の意向確認等を行う。

施策名	取組方針
(532) 公共交通網の整備 (重点施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通系 I Cカードの利活用や交通事業者が行う M a a S等のデジタル技術の活用による利便性向上の取組を検討する。 ・コンパクトシティ構想及び立地適正化計画を推進するため、鉄道、バス、タクシー等の既存の公共交通間の連携を図り、利用を促進する。 ・生活路線バスの利便性向上及び効率的運行を図るため、利用者数等の各種データや利用者ニーズを把握し、適宜運行ダイヤや運行経路等の見直しを行う。また、市内各地において生活路線バスの乗り方教室等を開催し、バスの利便性を伝え、利用者の拡大に努める。 ・自転車等を活用した 2 次交通の利用促進及び観光誘客の拡大のため、鉄道事業者と連携したサイクルトレインの導入に向けた検討等を行うほか、交通事業者と連携した取組を検討する。 ・公共交通空白地域におけるデマンド交通等の導入の必要性を検討する。 ・高齢者の公共交通の利用促進を図るため、交通系 I Cカード等の利用による、高齢者が利用しやすい環境整備を行う。 ・佐野駅と佐野新都市バスターミナル間を運行する、佐野新都市線と生活路線バスの今後のあり方について協議を進める。 ・生活路線バスを活用した福祉輸送・通学輸送について、引き続き検討を進める。
(611) ごみの発生抑制と 資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラリサイクルの実施に向けた検討を行い、分別収集やリサイクル処理の方針を決定する。 ・ごみ減量化・資源化の促進のため、あらゆる機会を捉えた啓発活動を充実させるとともに、多量排出事業者に対しごみ減量化計画書の作成を要請する。 ・食品ロスの排出状況実態調査を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定する。 ・ごみ処理手数料の改定を視野に、条例改正案に関する各種手続きの準備を行う。 ・環境衛生委員協議会不法投棄対策部会と連携し、より効果的な対策を検討し実施する。 ・廃家電製品の解体・堆積を行った業者に対し、関係機関と協力しながら、行為者に対する指導を行う。 ・再生利用率向上のため、ばいじんの新たなリサイクル先を検討する。 ・葛生清掃センターの運営方針を決定する。 ・みかもクリーンセンターの基幹改良工事について周辺住民で構成する運営協議会で協議しながら準備を開始する。

施 策 名	取 組 方 針
<p>(612) 良好な生活環境と 豊かな自然環境の 保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き地の適正な管理、犬猫の適正飼養、野焼き禁止等について、一層の啓発を図るとともに、苦情の原因者に対しての指導を強化する。 ・ 県、近隣市等と連携し、特定外来生物（クビアカツヤカミキリ）による被害を最小限に抑える。 ・ 公害を未然に防止するため、河川水、地下水、自動車騒音等の定期的な観測・調査を行うとともに、関係機関と連携した公害パトロールを実施する。 ・ 地域の環境美化活動に取り組む団体を広報さのや市ホームページで紹介し、市民の環境美化活動への自主的な取組の拡大を図る。 ・ いわゆる「ごみ屋敷」の解消に向け、関係機関と協力し指導等を継続し、周辺の生活環境の保全に努める。 ・ 水道水未普及地域への飲用水の安定確保に向け、飲用水等給水施設整備費等の補助による支援を行う。 ・ 自然環境への関心を高めるため、自然観察会の開催や環境に関する啓発を行う。 ・ 里山林の整備を推進するため、広報さの等により制度の周知及び活用を広く市民に呼びかけるとともに、関係機関と連携した支援や団体への説明を実施する。 ・ ナラ枯れ被害に対して、森林病虫害等防除法及び栃木県ナラ枯れ防除対策基本方針に基づき、防除対策を行う。

施策名	取組方針
<p>(621) 再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進 (重点施策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度調査で選定した市有施設等を中心に、第三者所有モデル(オンサイトPPA)を活用した再生可能エネルギー設備の導入を進める。 ・全市を挙げてゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップの計画的実現を図るため、庁内・庁外の推進組織や官民連携組織等の設置を検討し、早期に創設する。 ・「自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例」の周知を徹底するとともに、より適正な運用が図れるよう、脱炭素の促進を図る区域とそれ以外の区域を明確に設定するための検討・協議を進める。 ・再生可能エネルギーの更なる普及促進のため、現行の補助制度等のほかに、市民・事業者に向けた新たな支援メニューの追加について検討する。 ・省エネルギーの推進について、引き続き「COOL CHOICE」「EARTH HOUR」「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」等の取組啓発を行うほか、省エネ・創エネに対する市民や事業者の行動変容を加速させるため、より身近な取組(CO2排出量の見える化)や励みとなる取組(表彰制度創設)などを多角的に検討し、可能な取組から順に制度化する。 ・カーボンニュートラルに向け市民や事業者の模範となるよう、市役所が率先して取組を進めていくため、市有施設の省エネ化や再エネ導入、公用車のEV導入等に向けた実施計画を検討、策定する。 ・市内の全公共施設及び公共用地において順次、再生可能エネルギー設備等の設置に関するポテンシャル調査を継続して実施する。 ・地域から搬出される間伐材等を活用した木質バイオマス発電をはじめ、林業・農業・鉱工業等の分野別に、事業所や農地等への民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入可能性について検討するとともに、国の支援策を研究する。

施策名	取組方針
<p>(711) 市民と協働した地域づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各町会等の状況に応じ、実効性のあるデジタル化への取組を支援する。 ・これからボランティア活動を始めようとする市民や、中学・高校・短大の学生を対象に、講座等を開催してボランティアや市民活動に関する啓発を行う。 ・高齢化や人口減少、感染症対策等に対応し、ICTを活用した市民活動に関する情報提供や団体間の横のつながりによる連携等を推進する。また、市民協働推進員に対する研修や情報提供を行い、協働による事業を推進する。 ・市民活動参画支援事業や地域活性化支援事業等により、市民活動団体の自主的な取組を支援することで、地域の課題解決・活性化を促進する。 ・地域担当職員に対し研修や情報提供を行い、地域の状況に応じた活動を実施する。 ・町会長連合会及び会の内部組織である地域づくり検討部会と連絡を密にして情報を共有し、連携して課題の抽出及び解決を図る。 ・市民活動センターの事業や各種取組が充実したものとなるよう、指定管理者と情報共有を行うとともに、指導・助言等を行う。
<p>(712) 個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画プラン（第4期）を策定する。 ・差別や偏見をなくすため、人権教育・啓発活動を継続する。講演会や研修会の開催にあたっては、対象に合わせた効果的な内容、開催方法により実施する。 ・人権問題に係る新たな知識の習得のため、運動団体へ研修会の案内を行う。また運動団体が実施する講座や講演会の指導・助言を行う。 ・人権擁護委員や運動団体と連携して、身近で安心して人権相談が出来る体制を維持する。 ・身体的暴力のみならず、精神的、経済的など様々なDV防止の啓発を進める。また、女性相談・DV相談等を充実させ、DV被害者の早期発見・早期対応に努め、被害者救済の支援を行う。 ・市内事業所への男女共同参画に関する事業所実態調査の結果を分析し、各事業所がワークライフバランス推進のために必要としている支援を検討し、実施する。 ・パートナーシップ宣誓制度の周知と、性的マイノリティ(LGBT)の人権啓発を推進する。 ・女性のキャリアアップ推進を図るための講座を実施する。また、女性人材バンクを活用し、審議会等への女性委員の登用を促進する。

施策名	取組方針
(721) 国際交流・地域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・クリケットを通じた大使館交流や経済交流について、国際感覚を高める機会と捉え、サポーター活動や通訳・翻訳ボランティア活動などにより外国人との相互交流を推進し、国際交流に貢献できる取組を実施する。 ・国際交流活動の活性化を図るため、国際交流協会との連携を強化し、協会が実施する国際交流フェスティバルや各種講座などの事業を支援する。 ・外国人が安心して生活できる環境を整備するため、市政情報等を多言語で発信するとともに、外国人キーパーソンネットワークの構築に向けた取組を支援する。 ・共通の課題解決を図るため、自治体及び企業、大学等の新たな提携先との包括連携協定の締結に向けて、各部署と調整し検討を進める。 ・地域課題の解決や地域の活性化を図るため、高校生プロジェクト等を通じて若者の視点を取り入れた共同事業を推進する。
(722) 市政情報の共有と 広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市政懇談会について、参加者を募り地区ごとに開催する従来の方法に加え、学校訪問型懇談会を実施することにより若い世代の参加を促す。さらに、幅広い年代で意見聴取ができる仕組みの検討を行う。 ・広報紙について、紙面作成のノウハウの蓄積を継続するとともに、市民目線での紙面作成を心掛け、幅広い世代から親しまれる広報紙を市民に届ける。 ・引き続き市ホームページのアクセシビリティの維持・向上に努めるとともに、SNSについて目的とターゲットを明確にした効果的な情報発信を研究し、庁内での統一的な運用の構築を図る。
(723) デジタル技術の 活用と普及	<ul style="list-style-type: none"> ・グループウェアなど、既存のシステムをより活用するとともに、生成AIや電子決裁システムなど、新たな技術を活用して、行政事務の変革を図り、効率化・ペーパーレス化を推進する。 ・デジタルを活用し、市民誰もが活用できるサービスやオンライン申請の確立を目指す。 ・行政手続きのオンライン化を推進する。